第146期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に 適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制 会社の支配に関する基本方針

連結注記表

個別注記表

第146期(平成25年4月1日~平成26年3月31日)

川崎汽船株式会社

本内容は、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting/index.html)に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、内部統制システムの構築、その有効性の評価及び機能の確保の責務を負っ ています。当社の体制の概要は次のとおりですが、不断の見直しにより内部統制の実効性を 高めるよう、今後も必要に応じて改善を図ってまいります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令 及び企業倫理の遵守を行動原則の一つとして掲げ、以下を継続して実行しています。
 - ーコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、取締役から監査役・取締役会へ 報告する体制の確保
 - 「取締役会規則」に基づく取締役会の適正な運営
 - 「執行役員規則」に基づく執行役員の積極的かつ誠実な業務遂行
 - 「就業規則」等の社内規則整備による使用人の規律の徹底
 - 内部監査室による、内部統制システムの整備・維持・向上に関する取締役会の責務遂行 支援
 - 一社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会によるコンプライアンス体制の整 備・維持
 - 常設のホットラインによる社内通報制度の運用
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 「取締役会規則」「文書規程」に基づき定められた期間中適切に管理し、常時閲覧可能な 状態を維持しています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 業務執行に係る危険(リスク)として以下を認識し、個々のリスクについて対応体制を整 備するとともに、危機管理委員会により、危機・リスク管理活動全般を掌握・推進してい ます。
 - -船舶事故(海洋汚染含む)
 - -大災害
 - -コンプライアンス Fの問題
 - -その他の経営 Lのリスク
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会、執行役員会、経営会議及び投資委員会において、重要事項の決定、審議、意見 交換を行っており、自由な討議を通じて経営判断の透明性・迅速性の向上を図っています。
- 取締役会は書面決議制度を導入し、機動的な運営を可能としています。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ブループ企業全てに適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これ を基礎としてグループ各社で諸規則を定めています。
 - グループ会社の経営管理は、社内規程で定める基本方針に則り行っています。
 - 一取締役はグループ会社の法令違反やコンプライアンスにかかる重要事実を発見した場合、 監査役に報告します。
 - ーグループ会社の役員・従業員が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、 又はコンプライアンスに関わると考える場合には、当社管堂部門に報告します。

- グループ会社において、コンプライアンス上問題のある事実が発生した場合には、各社のホットラインに加え当社ホットライン窓口への通報も可能としています。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役補助体制を確保しています。

- ② 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役補助者は、監査役会の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事し、業務の 執行にかかる職務を兼務しないこととしています。監査役補助者の考課は監査役が行い、 取締役からの独立を確保しています。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制「監査役への報告体制等に関する規程」を定め、取締役及び使用人は重要な事項について監査役に報告することとしています。 取締役は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしています。 内部監査室は、監査結果を監査役に適宜報告するとともに、監査役の求めに応じて追加監査を実施することとしています。
- ⑨ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 取締役は、監査役と代表取締役との定期的な会合や内部監査室との連携等、監査環境の整備に協力しています。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施しています。
- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 「グループ企業行動憲章」において、「社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び 団体とは断固たる態度をもって対決する」旨を宣言しており、平素から警察、専門の顧問 弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら迅 速に対応できる体制を構築しています。

会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、株主の皆さま、顧客、取引先、従業員、地域社会等、当社を巡るステークホルダー (利害関係者) との共存・共栄を図り、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を目指す者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えます。従いまして、この考え方に反する行動を取る者は望ましくないと考えています。

当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値・株主共同の利益に資さないものも存在します。従いまして、そのような大規模買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(イ)経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、創立100周年となる平成31年を見据えた中期経営計画「"K" LINE Vision 100」を平成20年4月に策定し、メインテーマを「共利共生と持続的成長」として、5つの基本課題に継続的に取り組んできています。

一方、その後の世界情勢の急激な変化や海運市況の乱高下、自然災害の発生や円高の進行、燃料油価格の高騰等、当社を取りまく事業環境の著しい変化に対応すべく経営計画の見直しを行ってきましたが、平成24年4月には新中期経営計画「"K" LINE Vision 100 - Bridge to the Future -」を策定し、5つの基本課題に加え「2012(平成24)年度経常損益の黒字化」「安定収益体制の構築」「財務体質の強化」を新たな3つの最重要課題として掲げました。必達の課題として掲げていた「2012年度経常損益の黒字化」を達成することができましたが、引き続き経常黒字の維持・継続に取り組んでまいります。

5つの基本課題

- Ι 環境保護への取組み
- Ⅱ 確固たる安全運航管理体制
- Ⅲ 最適・最強組織によるボーダレス経営
- Ⅳ 戦略投資と経営資源の適下配分
- Ⅴ 企業価値の向上とリスク管理の徹底

3つの最重要課題

- Ι 2012年度経常損益の黒字化
- Ⅱ 安定収益体制の構築
- Ⅲ 財務体質の強化

(ロ)コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、その社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくためにも、コーポレート・ガバナンス体制の強化とリスク・マネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効率的にガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まってコーポレート・ブランド価値を高めるよう、継続的に努力しています。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要 当社は、平成18年6月開催の定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)を導入し、平成21年6月開催の定時株主総会において、その方針に所要の変更を加えたうえで更新しています。また、平成24年6月26日開催の定時株主総会に
- おいて、さらなる変更を加えたうえで更新することにつき株主の皆さまからご承認を受け、 同日付で更新しました。 ④ 当社の導入した買収防衛策が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共
- ④ 当社の導入した買収防衛策が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共 同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない ことについての取締役会の判断及びその理由
 - (イ) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

当社の買収防衛策は、当社株式等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、さらに株主の皆さまのために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための枠組みであり、基本方針に沿うものと判断しています。

- (ロ) 当該取組みが当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと 当社は、以下の理由から、本対応方針は基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。
 - (i) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること 経済産業省及び法務省が公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のため の買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・ 向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に 充足しています。また、経済産業省企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を 踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しています。
 - (ii) 株主意思を重視するものであること

当社取締役会は、所定の場合には株主総会を招集し、買収防衛策を発動するか否かの判断を株主の皆さまに行っていただきます。

当社の買収防衛策の有効期間は、平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までの約3年間としており、かつ、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

(iii) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

当社の買収防衛策は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(iv)独立委員会の設置

当社は、買収防衛策に関し、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために買収防衛策の運用に際しての判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しており、当社取締役会による恣意的な運用ないしは発動を防止するための仕組みが確保されています。

(v) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

当社の買収防衛策は、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従いまして、当社の買収防衛策はデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 : 293社

主要な連結子会社の名称等 : 主要な連結子会社の名称は、事業報告「1.企業 集団の現況に関する事項(6)重要な子会社の状況|

(10頁) に記載のとおりです。

当連結会計年度から、重要性の観点よりPACIFIC BREEZE LNG TRANSPORT S.A.を含む合計11社を連結子会社に含めました。また、清算・合併により合計6社を連結範囲から除外しました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等 : 主要な非連結子会社として、千葉港栄㈱がありま

す。

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 27社

持分法適用会社のうち非連結子会社数は10社で、主要な会社として芝浦海運㈱があります。

関連会社数は17社で、主要な会社として㈱リンコーコーポレーションがあります。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 非連結子会社 (干葉港栄㈱他) 及び関連会社 (防災特殊曳船㈱他) はそれぞれ当期純損 益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、 持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に 係る財務諸表を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は10社あり、これらのうち6社については同日現在の財務諸表を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また残りの会社4社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 : 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、

全部純資産直入法により処理し、売却原価は主とし

て移動平均法により算定)

時価のないもの
:主として移動平均法に基づく原価法

②たな卸資産 : 主として移動平均法に基づく原価法(収益性の低下

による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

船舶:定額法及び定率法を各船別に選択適用しています。

その他の有形固定資産 : 主として定率法

②無形固定資産 (リース資産を除く)

:定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内に おける利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっ

ています。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一

の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

:リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定

額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方

法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金:債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については

貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上していま

す。

②賞与引当金 : 従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年

度に負担すべき支給見込額を計上しています。

③役員賞与引当金 :役員に支給する賞与に充てるため、一部の連結子会

社で、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計

上しています。

④役員退職慰労引当金 :役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結

子会社で、内規に基づく期末要支給額を計上してい

ます。

⑤特別修繕引当金

:船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当連結会 計年度において負担すべき支出見積額を計上してい ます。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として9年)による定額法等により按分した額をそれぞれ発生の 翌連結会計年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (主 として9年) による定額法により費用処理しています。

(5) 海運業収益及び海運業費用の計上方法 航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

(7) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

(8) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

(9) 消費税等の会計処理 税抜方式によっています。

(10) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っています。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しました。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱い に従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額 の退職給付に係る調整累計額に加減しています。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産を1,168百万円計上し、退職給付に係る負債が7,978百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が446百万円減少し、少数株主持分が34百万円減少しています。

追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。

この改正に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の主に34.2%から主に31.7%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した額)は604百万円減少しており、法人税等調整額が同額増加しております。

(連結納税制度導入に伴う会計処理)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成23年3月18日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成22年6月30日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っています。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「その他流動資産」に含めていた「有価証券」(前連結会計 年度0百万円)は、重要性が増したため、当期より別掲しています。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「その他特別利益」に含めていた「投資有価証券売却益」 (前連結会計年度818百万円)は、重要性が増したため、当期より別掲しています。 前連結会計年度において、「その他特別損失」に含めていた「投資有価証券売却損」 (前連結会計年度550百万円)は、重要性が増したため、当期より別掲しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類 船舶 433,179百万円 建物及び構築物 6,318百万円 土地 2,994百万円 投資有価証券 6,969百万円 その他 63百万円 上記投資有価証券6,969百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在の対応債務は存在しません。

また、上記船舶433,179百万円のうち4,348百万円については、保証委託に基づく担保 目的として差し入れたものです。

担保に係る債務

債務区分

1243731	
短期借入金	41,344百万円
長期借入金	282,007百万円
	323,351百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 366.435百万円

3. 保証債務

保証債務 17,091百万円 保証予約 429百万円

4. 土地再評価

当社及び一部の連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債もしくは再評価に係る繰延税金資産を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

一部の持分法適用会社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。その結果、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しています。

「十地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、もしくは同条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額(持分相当額)

△2,738百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数 普通株式 939.382.298株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金 の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通 株式	2,345	2.5	平成25年 3月31日	平成25年 6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの次のとおり、決議を予定しています。

(決議)	株式の 種類	配当金 の総額 (百万円)	配当金 の原資	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通 株式	4,220	利益 剰余金	4.5	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数(権利行使期間が到来していないものを除く。)

普诵株式

159,528,668株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しています。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入、コマーシャル・ペーパー発行により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。

船舶等の有形固定資産取得のための設備投資資金のうち、外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されており、先物為替予約を利用してヘッジしています。借入金については、主に設備投資のための資金調達であり、このうち一部は支払金利の変動リスクに晒されていますが、金利スワップ取引等を利用してヘッジしています。また将来の外貨建ての債務の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた決裁基準規程及びデリバティブ業務取扱細則に基づき、決裁権限者の承認を得て行っており、取引実績は定期的に執行役員会に報告しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	186,394	186,394	_
(2) 受取手形及び営業未収金	94,345	94,345	_
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	50,001	49,998	△2
②その他有価証券	54,741	52,191	△2,550
(4) 支払手形及び営業未払金	(91,492)	(91,492)	_
(5) 短期借入金	(77,091)	(77,693)	△602
(6) 社債	(53,321)	(54,964)	△1,643
(7) 長期借入金	(418,933)	(422,495)	△3,561
(8) デリバティブ取引	(8,840)	(9,178)	△338

(※) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目(「(8)デリバティブ取引」)については、()で表示しています。

(注1)

- (1)現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(4)支払手形及び営業未払金、(5)短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっています。ただし、「(5)短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち1年以内返 済予定額については、下記「(7)長期借入金」に記載の方法により時価を算定しています。
- (3)有価証券及び投資有価証券

債券の時価については、日本証券業協会の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格によっています。株式の時価については、取引所の価格によっています。

(6)社債

社債の時価については、主として市場価格に基づき算定しています。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(8)デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた債権・債務を純額で表示しており、時価については、取引先 金融機関等から提示された価格によっています。

(注2)

非上場株式(連結貸借対照表計上額33,565百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額414円66銭1 株当たり当期純利益17円75銭

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

937,745千株

連結貸借対照表上の純資産額410,688百万円普通株式に係る純資産額388,837百万円普通株式の期末発行済株式数939,382千株普通株式の期末自己株式数1,658千株

連結損益計算書上の当期純利益 16,642百万円 普通株主に帰属しない金額 -普通株式に係る当期純利益 16,642百万円

重要な後発事象に関する注記

普通株式の期中平均株式数

該当事項はありません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券
 - ①子会社株式及び関連会社株式
 - ②満期保有目的の債券
 - ③その他有価証券 時価のあるもの
- : 移動平均法に基づく原価法
 - :償却原価法
- : 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は 全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動
 - 平均法により算定)

時価のないもの : 移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産 : 移動平均法に基づく原価法 (収益性の低下による

簿価切下げの方法)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)
 - ①船舶 : 定額法
 - ②その他の有形固定資産 : 定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によって

います。

(2)無形固定資産 (リース資産を除く) :定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内 における利用可能期間 (5年) に基づく定額法に

よっています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする

定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引の うち、リース取引開始日が平成20年3月31日以 前のリース取引については、通常の賃貸借取引に 係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計 F基準

(1)貸倒引当金

:債権の貸倒損失に充てるため、一般債権について は貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債 権については個別に回収可能性を勘案して計上し ています。

(2) 當与引当金

: 従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度 に負担すべき支給見込額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

: 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数 (9年) による定額法 により費用処理しています。

(4)特別修繕引当金

:船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当事業 年度において負担すべき支出見積額を計上してい ます。

4. 海運業収益及び海運業費用の計上基準 航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満た すものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の 要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

6. 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用処理しています。

7. 船舶建造借入金の支払利息の計上方法 船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶につ いて取得価額に算入しています。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連 結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

9. 消費税等の会計処理 税抜方式によっています。

追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後開始する事業年度から復興特別法人税は課されないこととなりました。

この改正に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の34.2%から31.7%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は537 百万円減少しており、法人税等調整額が同額増加しております。

(連結納税制度導入に伴う会計処理)

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成23年3月18日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成22年6月30日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っています。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前期に別掲していた「未収入金」(前事業年度6,397百万円)は、重要性がなくなったため、 当期においては「その他流動資産」に含めて表示しています。

前期に別掲していた「デリバティブ債権」(前事業年度9,539百万円)は、重要性がなくなったため、当期においては「その他長期資産」に含めて表示しています。

前期に別掲していた「デリバティブ債務」(前事業年度8,162百万円)は、重要性がなくなったため、当期においては「その他固定負債」に含めて表示しています。

(損益計算書)

前期において、別掲していた「傭船解約金」(前事業年度480百万円)は、重要性がなくなったため、当期においては「その他特別利益」に含めて表示しています。

前期において、「その他特別損失」に含めていた「投資有価証券売却損」(前事業年度508 百万円)は重要性が増したため、当期より別掲しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類40,489百万円土地407百万円投資有価証券4,988百万円関係会社株式4,982百万円合計50.868百万円

上記投資有価証券4,988百万円及び関係会社株式4,982百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当事業年度末現在当社の対応債務は存在しません。

また、上記船舶40,489百万円のうち4,348百万円については、保証委託に基づく担保目的として差し入れたものです。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金 2,816百万円 長期借入金 27,327百万円 合計 30.144百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

88,057百万円

3. 保証債務

保証債務

77,837百万円

保証予約等 157,648百万円

(当社が船舶保有子会社から定期用船している船舶に係る設備資金の借入等に対する もの、保証債務29,000百万円、保証予約等134,773百万円を含みます。)

4. 土地再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債もしくは再評価に係る繰延税金資産を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額

△642百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	38,775百万円
長期金銭債権	76,376百万円
短期金銭債務	35,588百万円
長期金銭債務	16百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 営業収益 19,990百万円

営業費用 192,052百万円

営業取引以外の取引高 12,028百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,403,083株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	212百万円
賞与引当金	218
特別修繕引当金	114
未払事業税	20
投資有価証券等評価損	1,886
退職給付引当金	233
減損損失	597
海運業未払金(特別修繕)	3,684
税務上の繰延資産	3,301
繰越欠損金	33,307
直接外国税額控除	1,875
その他	334
繰延税金資産 小計	45,788
評価性引当額	△16,777
繰延税金資産 合計	29,011
繰延税金負債	
特別償却準備金	△203
圧縮記帳積立金	△298
留保金課税	△1,008
繰延ヘッジ損益	△6,880
その他有価証券評価差額金	△2,144
その他	△584
繰延税金負債 合計	△11,120
差引:純額(繰延税金資産)	17,890

リースにより使用する固定資産に関する注記

- 1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械及び装置、器具及び備品の一部については、 所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (借主側)

未経過リース料

1 年内	9,009百万円		
1年超	26,511		
合計	35,521		

関連当事者との取引に関する注記

- 1. 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。
- 2. 子会社及び関連会社等
 - 一般の取引と同等の取引条件で決定しているため、記載を省略しています。
- 3. 役員及び個人株主等 該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額252円58銭1株当たり当期純利益12円10銭

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

貸借対照表上の純資産額 236,913百万円 普通株式に係る純資産額 236,913百万円 普通株式の期末発行済株式数 939,382千株 普通株式の期末自己株式数 1,403千株

損益計算書上の当期純利益 11,353百万円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る当期純利益 11,353百万円 普通株式の期中平均株式数 938,001千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。